

民事訴訟と I T 化の 現状と将来

真に望ましい裁判手続の I T 化の姿を求めて

概要

- ▶ 民事訴訟と I T 化の現状
- ▶ 裁判手続, 特に民事訴訟の I T 化の将来

民事訴訟とIT化 の現状

民事訴訟の現状

- ▶ 民事第一審訴訟は年間 1 4 万件余り
双方弁護士による訴訟が 4 3 % , 双方本人による訴訟が 1 6 %
- ▶ 準備書面・書証の提出（ファクシミリでも可）と、
期日（電話会議・テレビ会議を含む）での審理を重ねていく手続
個人情報を始めとするプライバシー性の高い情報もやりとり
- ▶ 迅速な審理の実現のための運用上の工夫
（口頭議論の活性化、審理の見通しについての認識共有）

現に行われている I T 技術の活用①

- ▶ 電話会議システム
- ▶ テレビ会議システム
 - ▶ セキュリティ確保のため閉域網を利用



事件を担当する裁判所



接続先の裁判所

現に行われている I T 技術の活用②

- ▶ 督促オンライン
 - ▶ 9 万件余りの利用
- ▶ 現行民事訴訟法でのその他の取組
 - ▶ 現行民訴法 1 3 2 条の 1 0 はオンライン提出された申立て等について裁判所でのプリントアウトが必須。
- ▶ その他システム

民事訴訟の I T 化 の将来

民事訴訟の I T 化の将来

- ▶ 情報化社会の進展 + 諸外国等の I T 化の現状
 - 利用者の利便性向上と民事訴訟の効率的進行に向けて
I T 技術の更なる活用は積極的に取り組むべき重要課題
- ▶ 真に迅速かつ効率的な民事訴訟を実現するために
 - どのように I T 技術を活用していくか
- ▶ 克服していききたい課題
 - ▶ I T を利用できない関係者への配慮をどうするか
 - ▶ どのようにセキュリティを確保するか
- ▶ 今後の具体的な取組

まとめ

まとめ

- ▶ 民事訴訟と I T 化の現状
- ▶ 民事訴訟の I T 化の将来
真に望ましい姿を求めて、課題を克服していきたい